

平成 30 年度第 11 回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：平成 31 年 1 月 8 日（火）15：30～16：40 評議会室

出席者：廣川理事長、堺井副理事長、倉茂理事、山根理事、田端理事
吉田理事、木村理事、山本監事、元永監事

事務局：久保田事務局次長、山田総務課長、辻財務課長、吉野経営企画課長、
澤村学生・就職支援課長、藤川教務課長、草川地域連携・研究支援課長
杉田課長補佐、吉田主幹

平成 30 年度第 10 回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）について、原案のとおり承認された。

議 題

（審議事項）

1 平成 30 年度教職員給与の改定等について

山田総務課長より資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

〔主な意見・質疑等〕

- ・扶養手当について、平成 31 年度、平成 32 年度と配偶者を中心に父母等についても減額となっている理由は何か。配偶者等の下がり幅に対して、子の上がり幅が少ないのではないか。

→今回新たに生じた方針ではなく、平成 28 年度からこのような流れとなっており、当時は、配偶者手当が 13,000 円、子の手当が 6,500 円であった。

子育てを支援するため、扶養手当の原資を子の手当に充てていこうとするものであり、人事院勧告に基づき国や県に適用される取扱いに準じている。

- ・過半数代表への意見聴取について、次年度以降どのように対応をするのか。

→昨年度、退職手当の改正にあたっての過半数代表者や教職員組合への説明について丁寧さを欠いたところがあった。それを踏まえて今年度は絶えず情報交換しながら進めているところ。

運営費交付金を給与の原資とする以上、県に先だって決定することもできないことから、常日頃から教職員組合等との情報交換を実施することにより、意見照会の期間が短期間とならざるを得ない場合でもスムーズに進められるよう、関係を築いていきたいと考えている。

2 複数年契約の執行について

辻財務課長より資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

〔主な意見・質疑等〕

- ・一定金額以上の該当案件について、役員会で審議するのか。一定金額以上の契約については役員会で審議すると定められているのか。

- ・システム関係の予算など、複数年にまたがる契約は多くあると思うが、それらをすべて役員会で審議することになるのか。

→契約金額による縛りは設定しない。予算の作成に関する事項は役員会の議を経ることになっているが、一定金額以上の契約等について役員会に諮るとの規定はない。

通常は、3月の役員会における審議を経て予算が成立し、次年度の予算を執行することが可能となるが、それに先立って契約事務を行うことになるため、これまでからも事務局で十分チェックしてきたが、予算統制およびコンプライアンスの観点から役員会で判断いただくことが必要ではないかと考えたもの。

→年度の後半にシステムの導入を行う場合など、予算成立後に契約手続きを進めて間に合うものは審議の対象とならないので、あまり多くの件数にはならないと見込んでいる。

- ・資料3 ページ、記の1に「証明書自動発行機の借入」とあるが、「借入」は「リース」に修正したほうが良い。また、リース期間を明確に記載する必要がある。次に、記の2および3については、単年度の契約であると思うが、契約金額の総額を記載することによりそれをより明確に示すべきではないか。

→修正する。

(報告事項)

1 工学部長、人間文化学部長、人間看護学部長の予定者について

山田総務課長より資料に基づき報告があった。

2 平成30年度知事と学長との意見交換会について

廣川理事長より資料に基づき報告があった。